

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター

〒812-0011
福岡市博多区博多駅前4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax 092-409-4187
Eメール akiko@b-souken.com

OB会で交流と懇親 話は尽きない時間でした

若い頃の仲間たちと2泊3日間、OB会の交流と懇親ツアーを楽しみました。

当日は、北海道や東京、京都、大阪、高知、埼玉、熊本、福岡の友人たちと、福岡で合流しました。

1日目は、温泉ツアーで、グリーンピア八女に1泊。美味しいお酒と食事を満喫し、夜中まで久しぶりの再会に話が弾みました。



2日目は、ちょっぴり真面目に近況報告で交流しました。

私は、「社会保険労務士になって」と題して、社会保険労務士として、各事業所を訪問して行っている助成金サポート業務や研修業務、就業規則の作成や雇用管理業務などの近況報告を行いました。



その夜は、中洲のお店で懇親会。おいしい料理に舌鼓を打ちながら、懇親を深めました。

3日目は、全国からの参加者のために、福

岡を案内する日帰りのバスツアーを企画し、まず初めに、筑前町立太刀洗平和祈念館を案内しました。

この記念館は、「平和の大切さを語り継ぐ情報発信基地」として、2009年10月に開設されたものです。



大刀洗は、太平洋戦争当時には、旧陸軍が東洋一を誇った大刀洗飛行場を中心として一大軍都が存在していました。

ここは、特攻隊の中継基地として、数多くの若き特攻隊員たちの出撃を見送り、10代の少年を特攻隊として育成する教育隊があった場所でもあります。

しかし、昭和20年3月、米軍の大空襲により、壊滅的な被害を受け、民間人を含む多くの尊い命が奪われました。

幼い子どもたちの犠牲者数は、沖縄に次ぐ日本では2番目に多いとさえ言われています。

私は、これまで何度か、この記念館に足を運びましたが、今回もまた、特攻隊の遺書や犠牲となった幼い子どもたちの写真、当時の遺品などの展示は痛々しく、平和の大切さへの思いを強くしました。

その後、麒麟ビール福岡工場見学では、工場内の説明を受けた後、試飲のビールを楽しみました。

最後は、梅が満開で合格をお願いする受験生で賑わう大宰府天満宮にお詣りし、参道のお店を散策したあと帰路につきました。



人事労務センターホームページ
<http://roumu.b-souken.com>

特定理由離職者とは

Q&A

Q：社員が「体力の低下」を理由に退職しました。この場合は、特定理由離職者に該当しますか？

A：ハローワークに離職票の提出をする際には、離職理由欄の5の(2)労働者の個人的な事情による離職(一身上の都合、転職希望等)に☑を入れて提出します。

Q：退職する社員からは、体力の低下で退職すれば特定理由離職者となると言っていますが、「体力の低下」とは、書けないのでしょうか？

A：離職票の具体的事情記載欄(事業主用)に「体力の低下」と記入しても、受付の段階では、「一身上の都合」として処理されます。

Q：それでは、「体力の低下」での離職は「特定理由離職者」とは認められないということですか？

A：「特定理由離職」を最終的に判断するのは、ハローワークです。

Q：離職理由欄に「体力の低下」と記入されていなくても大丈夫ですか？

A：離職者がハローワークに受給手続きをされる際に、「具体的理由を証明する書類」を持参されることをお勧めします。

ハローワークでは、事業主の記入した離職理由と離職者が主張される離職理由を相互に聴取し、事実の確認資料なども参考に最終的に判断することとなります。

*参考資料：「特定理由離職者の範囲と判断基準」
(発行・厚生労働省・ハローワーク)

規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇の格差をなくすこと」です。

これは、2020年4月1日施行(中小企業は、2021年4月1日から適用)です。

事業所では、それまでに準備をしておくことが求められます。

施行されると、単に「パートだから」「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的理由では、待遇の違いについての説明になりません。

就業規則や給与規程を見直し、正規社員と契約社員、パート社員の役割区分などを明確にすることなどが求められます。

そのため、パート社員を含む労使の話し合いや、検討後の手当改善原資など、検討しなければならないことがたくさんあります。

対応は計画的に進める必要があります。

厚生労働省 都道府県労働局が発行の「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」があります。

この手順書には、事業主に求められることは、何か、説明責任はあるのかなど事業所内の制度の点検から始めることなどが紹介されています。

=====

あしがき

今月は、第2週がOB会。第3週は仕事で五島市へ、そして第4週は、母の命日に墓参り。壱岐へ。



あれよ、あれよという間に、もう2月は終わってしまう。

2月は、逃げ月と良く言ったものだと思う。

法改正情報

働き方改革

このところ、事業所から「働き方改革」に関連する問合せが相次いでいます。

特に、問い合わせが集中しているのが、「正



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：akiko@b-souken.com